



平成 23 年 11 月 12 日(土)

## 津谷大沢区振興会 役員会

### 議 事 録

議 題	津谷大沢区 振興会役員会	日にち	平成 23 年 11 月 12 日
		時 間	19 : 00 ~ 21 : 00
場 所	新しい公共の場大沢事務所	参加者	・津谷大沢区振興会 17 名 ・公共の場づくり協議会、 グラウンドワーク 4 名 ・福岡教育大学 井上教授

参考資料	<ul style="list-style-type: none"><li>○「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業実施提案書」</li><li>○「震災復興テーマ」(例)</li></ul>
会議事項 及び 話し合い の 結果	<ul style="list-style-type: none"><li>○仮設集会所の着工について<ul style="list-style-type: none"><li>・地鎮祭を 11 月 13 日(日) 正午より行う。</li></ul></li><li>○被災世帯及びその他地区内全世帯のアンケート調査について (村中理事長)<ul style="list-style-type: none"><li>・全世帯を対象に被災状況と就業状況、今後の住まいや復興への要望等、その他意見が書き込めるアンケートを配布しご協力をいただいた。(11 月 11 日配布、11 月 18 日期限)</li><li>・アンケートの結果を踏まえた住民の方々に対するヒアリングを福岡教育大学の井上教授と学生十数名の協力のもとに行う。(日程：1 月 6 日～8 日の間。聞き取りは仮設住宅入居者を中心に行う。)</li></ul></li><li>○復興会議における計画策定の進め方について (村中理事長)<ul style="list-style-type: none"><li>・目標と計画の柱・復興のテーマに関するアンケートを現時点で回収済みの意見をまとめた結果、大沢地区での必要性及び優先順位が高い項目は「津波から命を守る」「仕事環境の早い回復と拡充」「充実したコミュニティの醸成」。</li><li>・上記を踏まえた資料「震災復興テーマ」を参考にテーマと柱について意見をいただいた。</li><li>・次回の第二回復興会議(11 月 27 日)で目標と計画の柱を決める。</li><li>・地図に被害状況とみなさんの思い等を記入していただき、将来の計画図に反映する。(11 月 27 日)</li><li>・部会の設置を検討する。</li></ul></li><li>○平成 23 年度農林水産省補助事業について<ul style="list-style-type: none"><li>・補助事業の説明と、可能な経費の内訳と期限、内容について(斎藤専務)</li><li>・(漁業関係者)：流された養殖用筏の購入、ロープ、うき玉の購入は可能なのか？ ⇒ある程度の材料費の購入は可能。試作材料費および試作費というかたちで取り組む。</li></ul></li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>○大沢区全体に対して報告会的なものも検討していく。</li></ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"></div>

# 食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業

【547百万円】

## 対策のポイント

東日本大震災を契機に重要性が再認識された『人と人との絆』を活かし、農山漁村コミュニティの維持・再生を図る自立的な取組への支援やボランティア活動と農山漁村のニーズとのマッチングを実施します。

## <背景／課題>

- ・東日本大震災を契機に重要性が再認識された『人と人との絆』を活かしつつ、被災した農山漁村地域の早期復興を図ることが喫緊の課題です。
- ・このためには、食を始めとする豊かな地域資源や『人と人との絆』を活かした集落ぐるみの多様な取組を推進することにより、農山漁村コミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出を図るとともに、都市住民、企業、NPOなど国民各層による被災農山漁村におけるボランティア活動への参加を促進する必要があります。

## 政策目標

約20億円規模の集落型の経済活動を創出（平成25年度）  
被災農山漁村における4万人のボランティア参加（平成23年度）

## <主な内容>

### 1. 農山漁村コミュニティ活性化対策

300百万円

東日本大震災で被災した農山漁村の早期復興に向け、農山漁村のコミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出を図るため、食を始めとする豊かな地域資源や『人と人との絆』を活かした集落ぐるみの多様な取組について、国が集落等に対し直接支援します。

（ 補助率：定額（1地区当たり上限500万円又は250万円）  
事業実施主体：集落等 ）

### 2. 被災農山漁村ふるさと応援対策

247百万円

被災農山漁村において、農林漁業の再開やそれに関連する集落共同活動等に係る都市住民、企業、NPOなど国民各層によるボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア希望者と被災農山漁村におけるニーズとのマッチングを行う民間団体等の活動を支援するとともに、ポータルサイトの構築及び普及・啓発を行います。

（ 補助率：定額、ほか委託費  
事業実施主体：民間団体等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030（直））]

# 食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業の概要

◇被災した農山漁村コミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出を図るため、食を始めとする豊かな地域資源や『人と人の絆』を活かした集落ぐるみの多様な取組を支援するとともに、被災農山漁村における農林漁業の再開やそれに関連する集落共同活動等に係る都市住民、企業、NPOなど国民各層によるボランティア活動を推進することにより、被災農山漁村の早期復興を支援します。

## (1) 農山漁村コミュニティ活性化対策

### 事業内容

食を始めとする豊かな地域資源や人と人の絆を活かした集落ぐるみの復興に向けた多様な取組を支援。  
これらの取組に要した経費を定額交付。

### 支援対象地区

- 1 津波被災地における自立的な取組地区
- 2 その他の被災地における取組地区

### 補助率等

- 定額
- 1 1地区あたり500万円を上限に交付
  - 2 1地区あたり250万円を上限に交付

### 事業主体

集落等(地域協議会等)  
多様な取組の例

- ・復興ツーリズムによる交流促進
- ・復興商品の開発など新たなコミュニティビジネスの創出
- ・子ども交流の促進
- ・買い物支援など生活条件の改善
- ・風評被害払拭の取組
- ・津波被災地への支援活動 等



復興ツーリズムを通じた交流

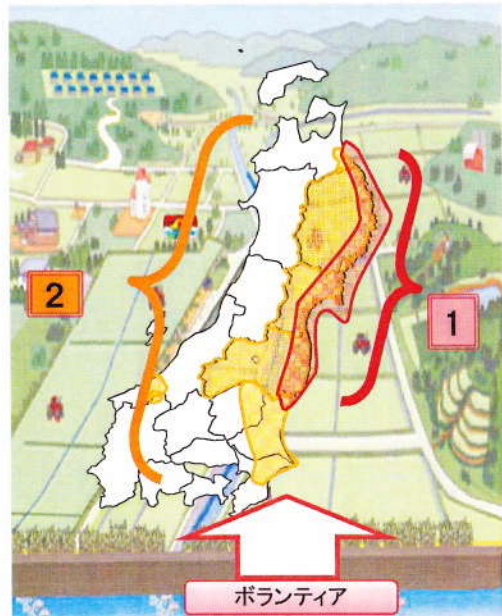


復興特産品の開発



買い物・配食サービス

### 交付の仕組み



生活基盤の復旧

農業生産基盤の復旧

ボランティア

- ・コミュニティの維持・再生
- ・所得の向上と雇用の創出
- ・農林漁業の早期再開
- ・関連する集落共同活動

ボランティア

早期復興

## (2) 被災農山漁村ふるさと応援対策

### 事業内容

- ① ボランティアコーディネータによる、農山漁村集落におけるボランティア活動へのニーズと参加希望者とのマッチングを支援。
- ② ポータルサイトの構築及び普及・啓発。

### 取組地域

津波被災市町村を中心とした特定被災区域

### 事業主体

民間団体等

### 補助率

定額

農林漁業の再開等に向けたボランティア活動

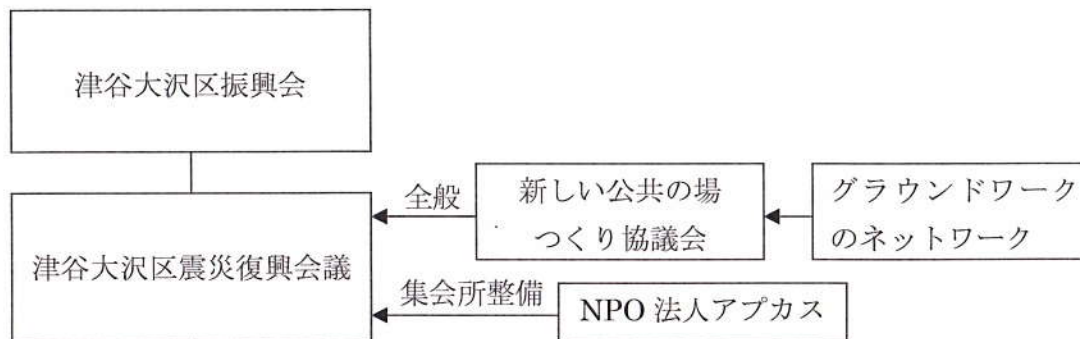
- ・農林漁業施設の清掃
- ・石れき除去
- ・農地の除草
- ・収穫の手伝い
- ・作業用具の清掃 等



### 津谷大沢区における震災復興のための検討体制と計画の目標（仮案）

（農水省の予算要求のため、仮に作ったものであり、震災復興会議で方針がまとまったら、それに置き換えます。）

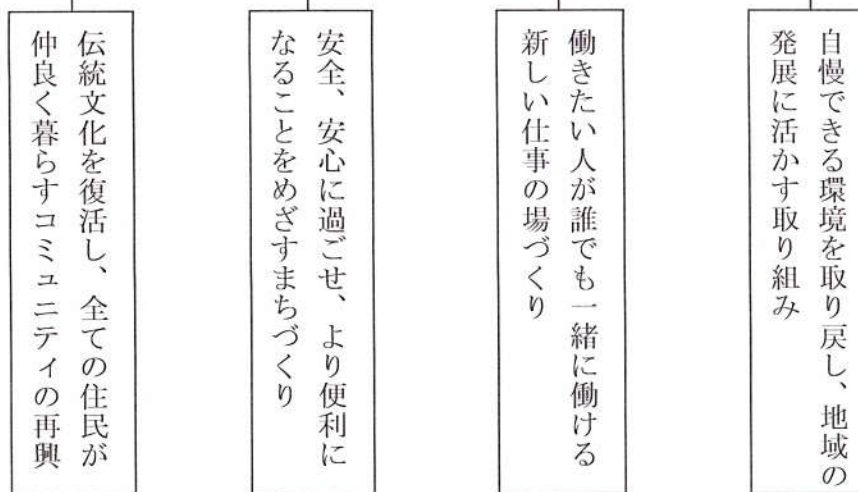
#### ◆検討体制



#### ◆キャッチフレーズ

青い海と緑の大地に囲まれ、再び躍進する大沢へ  
～仮設住宅の仲間が喜んで戻れる里をめざして～

#### ◆4つの目標



## 「計画の目標」ごとに取り組む課題（仮案）

（注）①は今年中に実施。②は来年1～3月実施。③は来年度以降実施。

### (1) 伝統文化を復活し、全ての住民が仲良く暮らすコミュニティの再興

- ・被災した住民を始めとして、全住民の復興に対する意向の確認（聴き取り中心）・・・①H23年中に実施。
- ・「塩炊き」に代表される伝統文化、伝統芸能、歴史資産の復活や保全・・・・・・・・・・②H24年早々に釜の試作。
- ・住民の団結で復興に取り組む象徴としてのイベント（復興祭）の開催・・・・・・・・・・②H23年度中に開催。③継続。
- ・NPO法人アブカスからの寄贈によってできる集会所に花壇などを作る取組・・・・・・・・②H23年度中に取組開始。③継続。
- ・震災前、津波被害、復興の取組過程、新しい大沢を記録に残す取り組み・・・・・・・・②H23年度中に開始。③継続。

### (2) 安全、安心に過ごせ、より便利になることをめざすまちづくり

- ・まちづくりの構想と、被災住民の住宅建設についての検討、イメージ図の作成・・・②H23年度中にイメージ図。③継続検討。
- ・新しい住宅を建てる場所の選定と必要な調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②H23年度中に案併記。③調整。
- ・公営住宅建設、様々な制度の活用方策等の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・③H24年度調整。

### (3) 働きたい人が誰でも一緒に働ける新しい仕事の場づくり

- ・漁船の早期建造と資金手当（グラウンドワークを通じ工業高校でできないか検討中）・①調整中。②H23年度中に試作。③継続。
- ・小さい漁船に対応した漁港の早期整備（市へのお願い）・・・・・・・・・・・・・・・・①②③行政に継続的にお願い。
- ・養殖用筏の早期復活、養殖施設や水産加工施設についての検討・・・・・・・・・・②H23年度中に取組開始。③継続。
- ・農地の早期整備と、新しい農業生産法人の可能性についての検討・・・・・・・・②③継続的に検討。
- ・コミュニティセンターの跡地に直販所を建設することについての検討・・・・・・・・②H23年度中に方針決定。③資金手当。

### (4) 自慢できる環境を取り戻し、地域の発展に活かす取り組み

- ・海岸環境、海底環境の確認と必要な対応についての検討・・・・・・・・・・・・③引き続き検討。
- ・防潮林、植林、植樹の考え方の整理とボランティア活用についての検討・・・・②実施の方向で検討。
- ・自然資源の活用、例えば、小水力発電の可能性の検討（長期的課題）・・・・・・・・③長期的視点から検討。

本公募要領は平成23年度第3次補正予算原案に基づいて行われるものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更がありうることに御留意ください。

## 食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業公募要領 (農山漁村コミュニティ活性化対策)

### 1 はじめに

東日本大震災を契機に重要性が再認識された『人と人との絆』を活かしつつ、被災した農山漁村の早期復興を図ることが喫緊の課題です。

このため、食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業（農山漁村コミュニティ活性化対策）（以下「本事業」という。）では、農山漁村コミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出を図るため、食を始めとする豊かな地域資源や『人と人との絆』を活かした集落ぐるみの多様な取組を支援します。

支援の対象となる団体、応募の手續等については、この要領を御覧の上、必要な提出書類を下記の公募期間内に御提出願います。

〈公募期間：平成23年11月11日（金）から平成23年12月2日（金）まで〉

女性や若者の視点・アイデア、高齢者の知見・経験等を活用した農山漁村コミュニティ活性化の取組など、たくさんの御応募をお待ちしております。

### 2 対象事業

公募対象事業は以下のとおりです。

農山漁村コミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出を図るため、食を始めとする豊かな地域資源や『人と人との絆』を活かした集落ぐるみの多様な取組を支援します。

#### (1) 津波被災地における自立的な取組

津波により甚大な被害を受けた市町村において、農山漁村集落が行う復興に向けた自立的な取組

- ① 観光と連携した都市農村交流の推進（復興ツーリズム等）
- ② 子ども交流推進
- ③ コミュニティビジネスの創出
- ④ 生活環境改善対策
- ⑤ 地域提案型活動

#### (2) その他の被災地における取組

(1) 以外の被災地において、農山漁村集落が行う復興に向けた自立的な取組又は津波被災地を支援する取組

- ① 観光と連携した都市農村交流の推進（復興ツーリズム等）
- ② 子ども交流推進

- ③ コミュニティビジネスの創出
- ④ 生活環境改善対策
- ⑤ 地域提案型活動

各メニューの内容の詳細は、別紙を参照してください。なお事業実施期間は平成23年度限りです。

「津波被災地」及び「その他の被災地」については、4の「補助金の対象となる団体について」を参照してください。

### 3 応募方法

応募については、4の補助金の対象となる団体が事業実施提案書を提出することにより行ってください。ただし、応募時においては集落協定を定めておらず、今後定める見込みの者が応募したときは、事業実施計画承認申請時までに定める必要がありますので御留意ください。

(1) 応募に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業実施提案書（農山漁村コミュニティ活性化対策）」（以下「提案書」という。）

提案書の様式を地方農政局（申請者の事務所が青森県、岩手県、宮城県又は福島県に所在する場合は東北農政局、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県又は長野県に所在する場合は関東農政局、新潟県に所在する場合は北陸農政局をいいます。）のホームページからダウンロードし、様式にしたがって作成してください。

- ② 申請者の組織や活動内容等を示す資料〔①の提案書に添付〕
  - ア 集落協定の内容を示す文書（規約、会計規程など）（応募時は案でも可）
  - イ 集落協定に参加する者の活動内容の概要が分かる資料

申請者及び団体に参加する構成員又は参加する見込みの構成員が、過去1年間に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項の規定により交付決定の取消を受けた事実がある時は、取消を受けた時期及び事実内容を提案書に記載してください。

(2) 応募書類の提出

- ① 提出方法  
持参又は郵送により15に定める問い合わせ先に提出してください。
- ② 提出期限  
平成23年12月2日（金）17時まで  
（郵送の場合は平成23年12月2日（金）（消印有効））
- ③ 提出に当たっての留意事項
  - ア 提出する提案書等は、1団体につき1点に限ります。
  - イ 提出部数は1部です。

なお、提案書等に要する一切の費用は応募者の負担とし、提出書類等の返却は行いません。

#### 4 補助金の対象となる団体について

本事業を実施することのできる団体は、その団体の主たる事務所（以下「事務所」という。）が（１）又は（２）の市町村に所在し、以下の事項を定めた規約を包含した集落協定を定めた団体又は集落協定を定める見込みのものです。

- ① 目的
- ② 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- ③ 意思決定方法
- ④ 解散した場合の地位承継者
- ⑤ 事務処理及び会計処理の方法
- ⑥ その他運営に関して必要な事項

なお、地方自治体、特定非営利活動法人、民間企業等の団体、個人を問わず団体の構成員になることができますが、農林漁業者が構成員に含まれていることが必要です。

##### (1) 2の(1)の取組にあつては、事務所が以下の市町村に所在する団体

〈津波被災地〉

岩手県：宮古市 大船渡市 久慈市 陸前高田市 釜石市 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町  
同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡野田村 同郡洋野町  
宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 多賀城市 岩沼市 東松島市 亘理郡亘理町 同郡山  
元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町  
福島県：いわき市 相馬市 南相馬市 双葉郡広野町 同郡楡葉町 同郡富岡町 同郡大熊町 同郡双葉町  
同郡浪江町 相馬郡新地町

##### (2) 2の(2)の取組にあつては、事務所が以下の市町村に所在する団体

〈その他の被災地〉

青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町  
岩手県：盛岡市 花巻市 北上市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町  
同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井  
郡平泉町 気仙郡住田町 九戸郡軽米町 同郡九戸村 二戸郡一戸町  
宮城県：白石市 角田市 登米市 栗原市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村  
田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大  
衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町  
福島県：福島市 会津若松市 郡山市 白河市 須賀川市 喜多方市 二本松市 田村市 伊達市 本宮市 伊  
達郡桑折町 同郡国見町 伊達郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下  
郷町 同郡楡枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町  
同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭  
和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町  
同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡



古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡川内村 同郡葛尾村 相馬郡飯館村

茨城県：水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市  
北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂  
市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市  
小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦  
村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山  
市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡  
那珂川町

埼玉県：久喜市

千葉県：千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 八千代市 我  
孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神  
崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子  
町

新潟県：十日町市 上越市 中魚沼郡津南町

長野県：下水内郡栄村

※ (1) 又は (2) の団体のうち、東日本大震災により被災を受けて一時的に  
団体の事務所又は集落が移転しているものについては、移転前の団体の事務  
所又は集落の所在地を団体の事務所の所在地とみなします。

また、その場合、移転先が津波被災地又はその他の被災地以外であっても、  
移転先で本事業を実施することができます。

## 5 補助金の対象となる経費

2の取組に直接必要となる経費が補助金の対象になります。  
具体的な補助金の対象経費は、別紙2のとおりです。

## 6 補助金の対象とならない経費

5の経費以外は補助金の対象にはなりません（本事業の実施団体の経常的運営に  
要する経費（本事業の実施に直接関係しない経費）は対象にはなりません。）。

## 7 補助金の額

交付される補助金は、定額（交付目的にしたがい、5の補助対象経費を補助事業  
で支出した場合、下記の各上限額まで全額交付します。）で以下のとおりとし、予  
算の範囲内で採択します。

- ① 2の(1)の事業にあつては、1事業実施主体当たり500万円を上限
- ② 2の(2)の事業にあつては、1事業実施主体当たり250万円を上限

ただし、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか等を審査した上で交付  
金額を決定するため、提案額より減額されることがあります。

また、補助事業により収益が生じた場合は、その収益に相当する額を減額して交

付しますので注意してください。

採択件数は、予算の範囲内とします。

## 8 説明会の開催

(1) 本事業に関する説明会を次のとおり開催します。

区 分	日 時	場 所
東北農政局	平成23年11月15日(火) 13:00～15:00	仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館(9階 大会議室)
	平成23年11月16日(水) 10:00～12:00	盛岡市盛岡駅西通1-7-1 アイーナ(いわて県民情報交流センター) (6階 会議室602)
	平成23年11月17日(木) 13:00～15:00	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま(3階 和室1)
関東農政局	平成23年11月16日(水) 13:30～15:00	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 (5階 共用中研修室5B)
北陸農政局	平成23年11月16日(水) 14:00～16:00	上越市藤巻5-30 JAえちご上越(別館4階 大会議室)
	平成23年11月17日(木) 10:00～12:00	十日町市本町2-子226-1 十日町市役所本町分庁舎(4階 401会議室)

(2) 会議室の都合により出席者は各団体1人程度とします。

(3) 説明会への出席は応募条件としません。

## 9 審査ヒアリング

提出された提案書を審査するに当たり、必要に応じて申請者から提案書の内容についてヒアリングすることがあります。

ヒアリングを行う場合は、事前に申請者に連絡いたします。

## 10 選定及び事業実施計画の承認

(1) 提案書の選定

提案書の選定については、選定審査委員会を設置し、(2)の観点から提案書の審査を行い、予算の範囲内で地方農政局長(申請者の事務所が青森県、岩手県、宮城県又は福島県に所在する場合は東北農政局長、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県又は長野県に所在する場合は関東農政局長、新潟県に所在する場合は北陸農政局長をいいます。以下同じ。)において決定します。申請された提案書が選定された場合は採択通知書を、不採択の場合は不採択通知書を申請者あてにお送り

します。

また、提案書選定の際、事業実施計画の承認申請に当たっての条件を付すことがあります。

なお、採択通知書を受けた者から辞退などがあった場合は、繰上げにより、不採択通知書を受けた者に採択通知をする場合があります。その際は、事前に該当者に連絡します。

## (2) 審査の観点

### ① 各メニュー共通の基本項目

#### ア 事業目的の理解度、事業の必要性

- ・事業の趣旨・目的を理解しているか、集落ぐるみの取組となっているか
- ・事業目標の設定は妥当か
- ・被災地の早期復興に資する取組であるか

#### イ 事業実施による効果や自立的・継続的な取組への展開など計画の有効性

- ・実現性のある事業実施計画であるか
- ・事業効果の高い取組であるか
- ・事業完了後、自立的、継続的に取り組まれる計画となっているか

#### ウ 事業実施手法の妥当性・効率性

- ・提案内容が目的を達成する手段として妥当か（事業実施計画の各項目間で整合がとれているか）
- ・提案内容に沿って効率的な事業費の積算が行われているか
- ・女性や若者の視点・アイデア、高齢者の知見・経験等の活用など多様な主体の参画による活動であるか

#### エ 事業遂行のための技術力及び組織運営の妥当性

- ・プロジェクト・マネージャーのもと、事業が遂行可能な人員・体制が確保されているか
- ・事業実施に必要なノウハウを有する人材が確保されているか
- ・事業を行う上で適切な経理処理能力を有しているか

### ② 個別項目

別紙1のとおり

## (3) 事業実施計画の承認

地方農政局長は、提案書の選定後、事業内容や対象経費の精査等のため、ヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については事前に申請者に連絡いたします。

申請者は、提案書の選定後1月以内に事業実施計画を地方農政局長に提出し、その承認を受けます。

## 11 補助金の支払手続

地方農政局長は、受理した事業実施計画を審査し、承認したときは、申請者に対

して補助金割当通知を送付し、事業に割当される補助金の額をお知らせします。

申請者は割当された額を踏まえ、「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業補助金交付要綱（仮称）」（以下「交付要綱」という。）に定める補助金交付申請書を作成し、地方農政局長に提出してください。

申請者からの補助金交付申請書提出後、地方農政局長から発出される補助金の交付決定通知の送付後に、補助金の対象となる事業を開始することができます。（交付決定より前に発生（発注、納品、検収又は代金の支払を含む。）した経費や年度終了後に発生した経費は、補助金の対象になりません。）

補助金の支払方法は事業終了後の精算払を原則とします。支払に関する手続は以下のとおりです。

申請者は、事業完了後、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1か月を経過した日のいずれか早い期日までに、領収書等の写しを添付して、交付要綱に定める実績報告書を作成し地方農政局長に提出してください。提出された実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定通知の送付により補助金が支払われます。

## 12 事業実施に当たっての留意事項

### （1）補助金の経理について

補助金の交付に当たっては、どのような目的で、いつ、いくら支出されたか等について明らかにされる必要があります。

したがって、申請者のその他の活動に係る経理と明確に区分された、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、収入及び支出についての証拠書類又は関係資料を整理し、一定期間整備保管しておく必要があります。

また、会計経理に当たっては、独立した口座を設ける必要があります。

### （2）事業実施計画を変更する場合の手続について

以下のいずれかに該当する場合については、地方農政局長に事業実施計画を提出し、その承認を受ける必要があります。

- ① 事業費の3割を超える増減
- ② 事業実施主体の変更
- ③ 事業の廃止

- （3）本事業の実施に当たり、人件費を補助対象とする場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき人件費を算定しなければなりません。

## 13 事業評価の留意事項

申請者が事業の評価を行い、地方農政局長に報告する必要があります。報告は目標年度（事業完了年度の翌年度）までの毎年度について、各年度の翌年度5月末日までに所定の様式により行うこととなります。評価結果は地方農政局長において事業の適正運営の検討や指導等のための資料とするとともに、第三者機関の所見を加

えた上で、地方農政局のホームページなどで公表します。

#### 14 その他留意事項

応募に当たり、「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業実施要綱(案)」(平成23年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)及び「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業実施要領(案)」(平成23年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。)を必ずお読みください。

本事業は、補助金適正化法等の法令、要綱要領等の通知にしたがって実施されるものです。これらに違反して事業を実施することはできませんので御注意願います。

##### (1) 補助金の返還について

交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して補助金を使用した場合は、補助金の交付決定が取り消され、受け取った補助金の全部又は一部について返還を求めることがありますので御注意願います。

##### (2) 罰則について

不正な手段により補助金の交付を受けるなどした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられますので御注意願います。

事業の実施に当たり、地方農政局長から調査、照会等をする場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

#### 15 問い合わせ先及び提案書等提出先

問い合わせについては以下の電話かFAXにてお願いします。

提案書等の提出先は原則として以下の住所あてとなります。

##### 【応募者の主たる事務所が青森県、岩手県、宮城県、福島県の場合】

農林水産省東北農政局農村計画部農村振興課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

TEL : 022-263-1111 (内線4444、4185)

Fax : 022-715-8217

##### 【応募者の主たる事務所が茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、長野県の場合】

農林水産省関東農政局農村計画部農村振興課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

TEL : 048-600-0600 (内線3462, 3405)

Fax : 048-740-0082

##### 【応募者の主たる事務所が新潟県の場合】

農林水産省北陸農政局農村計画部農村振興課

〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60

TEL : 076-263-2161

(内線3412、3423、3419)

Fax : 076-263-0256

区分	各メニューの内容の詳細	「10(2) 審査の観点(個別項目)」
(1) 観光と連携した都市農村交流の推進(復興ツーリズム等)	復興ツーリズムやグリーン・ツーリズムなど被災農山漁村において都市との交流を推進するための ① 地域の合意形成及びコンセプトの策定 ② 地域資源の調査、整理及び評価 ③ 地域人材の育成や受入体制の整備 ④ 観光事業者との連携による旅行商品の造成や販売チャンネルの確立 ⑤ 風評被害等の払拭に向けた広報活動などを行う取組	1. 地域の多様な者が参加して地域の合意形成が図られる取組であること。 2. 地域資源の整理、人材の育成、受入体制の整備など交流に必要な道筋が描かれた取組であること。
(2) 子ども交流推進	被災農山漁村の子供たちとの交流や被災地における子供たちの体験教育などを推進するための ① 地域の人材の育成 ② プログラム開発 ③ 風評被害等の払拭に向けた広報活動などを行う取組	1. 交流や体験教育を行うために必要な安全管理対策等の地域の受入体制が確保されていること。 2. 子供の体験教育効果が高い取組もしくは被災した地域の子供たちの心のケアを配慮した取組であること。
(3) コミュニティビジネスの創出	復興商品や集落ブランドの企画・開発などコミュニティビジネスを創出するための ① ビジネスの創出に関する方針等の策定及び地域との合意形成 ② 特産品の企画、開発、試作、販売 ③ 集落が中心として行っている既存のビジネスの再構築、拡充 ④ 地域製品の販売チャンネルの多様化などを行う取組	1. 地域の多様な者が参加して地域の合意形成が図られる取組であること。 2. 地域資源や人材を活用したコミュニティビジネスの創出の取組であること。 3. 関係事業者など多様な地域と連携した取組であること。
(4) 生活環境改善対策	配食サービスや買物サービス、市民農園を活用したコミュニティの再生活動など生活環境の維持・改善するための ① 生活環境の維持・改善を図るための方針の策定や地域の合意形成 ② 関係事業者との連携による生活環境の維持・改善につながる活動などを行う取組	1. 地域の実情にあった農山漁村コミュニティにおける生活環境の維持・改善につながる取組であること。 2. 地域の合意形成が図られる取組であること。 3. 集落が主体となって運営する自立的な取組であること。
(5) 地域提案型活動	区分(1)から(4)までに該当しない取組であって東日本大震災により被害を受けた農山漁村コミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出につながる自主的な取組	1. 農山漁村の多様な主体の連携により、農山漁村コミュニティの維持・再生等を図る取組であること。 2. 地域の課題に適切に対応した、集落が主体的に取り組む計画であること。 3. 地域資源を活用した集落の創意工夫にあふれた取組であること。

別紙 2

食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業の対象経費

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（茶菓子等）、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費及び広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車及び事業用機械器具等の借料並びに損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料及び職員手当（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合組合負担金、社会保険料、損害保険料
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費及び調査試験用資材費
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費

事業計画開始年度	23 年度
目標年度	24 年度

試案

食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業実施提案書

(農山漁村コミュニティ活性化対策)

1 事務所が特定被災区域のうち岩手県、宮城県及び福島県の津波により被災した市町村に所在し、本事業を特定被災区域で実施する団体の取組(津波被災地における自立的な取組)

- (1) 観光と連携した都市農村交流の推進(復興ツーリズム等)
- (2) 子ども交流推進
- ◎ (3) コミュニティビジネスの創出
- (4) 生活環境改善対策
- (5) 地域提案型活動

2 事務所が特定被災区域に所在し、本事業を特定被災区域で実施する団体の取組(1の取組を除く。)(その他被災地における取組)

- (1) 観光と連携した都市農村交流の推進(復興ツーリズム等)
- (2) 子ども交流推進
- (3) コミュニティビジネスの創出
- (4) 生活環境改善対策
- (5) 地域提案型活動

※ 該当するメニューに○を付してください。複数のメニューを行うときは、主たるメニューに◎を、従たるメニューに○を付してください。  
ただし、1及び2の両者を選択することはできません。

事業実施主体名 津谷大沢区振興会

所在地(都道府県・市町村) 宮城県気仙沼市



1. 事業実施主体

事業主体(団体)名		所在地(都道府県・市町村)		地区の範囲(集落数)	
つやおおさわくしんこうかい 津谷大沢区振興会		みやぎけんけせんぬまし 宮城県気仙沼市		単一集落	
代表者氏名		代表者住所及び連絡先			
三浦 広文		〒988-0305 宮城県気仙沼市本吉町 Tel 090-2959-3452 Fax 0226-42-..... E-mail なし			
事務局(個人又は団体)		事務局所在地及び連絡先			
菅原 梅男		〒988-0305 宮城県気仙沼市本吉町大沢187? Tel 090-6788-3415 Fax 0226-42-3415 E-mail なし			
構成員となる個人及び団体	法人形態等	主な活動	所在地 (市区町村)	設立年	構成員数 (従業員数)
津谷大沢区震災復興会議	地域住民 団体	震災復興計画の策定 及び推進	気仙沼市	平成23年	委員等24
別紙として、振興会のメンバー表と震災復興会議のメンバー表					

注1 事業主体(団体名)及び所在地(都道府県・市町村)は、ふりがなをつけてください。

注2 法人形態等には、地域住民団体、農林漁家団体、NPO、株式会社、個人(農業従事)、農業協同組合、行政機関等の所属の別を記入してください。

注3 構成員が個人の場合は、設立年、構成員数(従業員数)を記入する必要はありません。

注4 地区の範囲は、「単一集落」、「複数集落」、「校区」、「市町村域」及び「市町村を越える範囲」から選択して記載してください。

注5 東日本大震災による被災を受けて一時的に事務局が移転している場合は、「所在地(都道府県・市町村)」、「代表者住所及び連絡先」及び「事務局所在地及び連絡先」の欄に、移転前及び移転後の所在地等を記載してください。

2. 事業実施体制図 (実質的に事業を統括する運営責任者(プロジェクトマネージャー)を必ず示すこと)

津谷大沢区における震災復興のための検討体制と計画の目標(当面は仮案)に代表者(三浦広文様)運営責任者(菅原梅男様)の氏名を書き加えて、提出したいと思います。

3. 地区の現状と課題と将来の姿 以下はとりあえず作った仮計画ですので、計画がまとまり次第、置き換えます。

<p>地区の現状と課題</p>	<p>1. 宮城県気仙沼市本吉町津谷大沢区は、東日本大震災の津波で全141世帯のうち21世帯が被災するとともに、全59隻の漁船が流出又は損壊し、農地5haが被災するなど、産業基盤等にも甚大な被害が生じている。一方、震災発生の日から、市が用意した避難所ではなく、地区内の被災しなかった住民が被災した住民を迎え入れるという「人と人の絆を大切に作る集落」である。</p> <p>2. 震災直後から炊き出しを通じてグラウンドワーク寒河江と、さらに、日本グラウンドワーク協会や全国のグラウンドワーク活動団体と親しくなり、津谷大沢区の住民が策定する復興計画の実現のために一緒に考えてくれる仲間になった。</p> <p>3. 去る10月30日、津谷大沢区振興会の中に「震災復興会議」を設置し、「復興計画」をまとめ、被災前の大沢を取り戻し、さらに発展する大沢をめざすことにした。</p> <p>4. 仮設住宅で暮らす被災した住民を再び大沢に迎え入れることができるよう、安全、安心に暮らせる「まちづくり」や農林水産業を基幹とする「仕事づくり」を住民が一緒に考え、「復興計画」をまとめるとともに、その実現を通じて、以前にも増して強い絆で結ばれ、住民が誇りに満ちて仲良く暮らせるコミュニティを創り上げたい。</p> <p>5. このため、「地区の将来像」に書いたキャッチフレーズと4つの目標を定め、各目標ごとの個別の課題を一つひとつ、震災復興会議で議論し、急いで取り組みたい課題から順に、対応方針を検討していく予定である。</p> <p>(目標1)被災した住民を始めとして、全住民の復興に対する意向の確認。  ( ) 古くからの伝統文化「塩炊き」を復活し、それを使ってイベントを開催。  ( ) 新しくできる集会所を、みんなで美化に努め、有意義に使うこと。  ( ) 震災前、津波被害、復興の取組過程、新しい大沢を記録に残すこと。</p> <p>(目標2)まちづくりの構想と、被災住民の住宅建設についての検討。  (目標3)漁港の早期整備、漁船の早期建造の検討。  ( ) 養殖用筏の復活、養殖施設や水産加工施設の検討。  ( ) 農地の整備と新しい農業生産法人の可能性についての検討。  ( ) 流出したコミュニティセンター跡地に直販所の建設検討。  (目標4)海岸環境・海底環境の確認、防潮林、植樹・植林等の検討。</p>
<p>地区の将来像</p>	<p>次のような目標を立て、大沢の発展を図りたいと考えている。</p> <p>1. キャッチフレーズ(案)  「青い海と緑の大地に囲まれ、再び躍進する大沢へ」  ～仮設住宅の仲間が喜んで戻れる里をめざして～</p> <p>2. 4つの目標(案)  (1) 伝統文化を復活し、全ての住民が仲良く暮らすコミュニティの再興  (2) 安全、安心に過ごせ、より便利になることをめざすまちづくり  (3) 働きたい人が誰でも一緒に働ける新しい仕事の場づくり  (4) 自慢できる環境を取り戻し、地域の発展に活かす取り組み</p>

注1 「地区の現状と課題」の欄には、被災の状況、地域資源の概要、関連事業の実施状況、過去の主な活動実績、本事業で取り組む課題等を踏まえて記載してください。

注2 「地区の将来像」の欄には、「地区の現状と課題」及び「事業の内容」の欄に記した内容を踏まえ、本事業の実施により達成しようとする地区の将来像を記載してください。

4. 事業計画(取組の内容)

取組項目	地域の震災復興計画の策定及びその計画の推進
事業の内容	<p>(1) 伝統文化を復活し、全ての住民が仲良く暮らすコミュニティの再興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントに使うため、伝統文化「塩炊き」の釜を復活試作する経費。</li> <li>・新しくできる集会所に、住民の協働作業で花壇などを作る経費。</li> <li>・震災前、津波被害、復興の取組過程、新しい大沢を記録する経費。</li> </ul> <p>(2) 安全、安心に過ごせ、より便利になることをめざすまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの構想と、被災住民の住宅建設について検討する経費。</li> </ul> <p>(3) 働きたい人が誰でも一緒に働ける新しい仕事の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大沢漁港で使いやすい底の平らな漁船を、材料から試作する経費。</li> <li>・養殖用筏の復活のため、試作に必要な材料費。</li> <li>・コミュニティセンター跡地に建てる直販所の検討のための視察費。</li> </ul> <p>(4) 自慢できる環境を取り戻し、地域の発展に活かす取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアと一緒に植樹植林などを行うための苗代などの経費。</li> </ul> <p>(5) 事務的経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ等の開催経費や、学識経験者を呼ぶための謝金・旅費等。</li> <li>・以上の検討のために必要な旅費、臨時職員雇用費等。</li> <li>・必要に応じて来てもらう全国のグラウンドワーク活動団体の旅費等。</li> </ul>
目 標 (定量的指標数値)	<p>◆現在 141戸中21戸は仮設住宅で暮らしている。漁港と低地の農地は壊滅状態。</p> <p>◆1年目 まちづくり、仕事づくり、コミュニティづくりを考えた震災復興計画を策定。復興祭を開催する。農地等の瓦礫処理は完了。漁船の1/4が復活する。新しい事業が一つ以上具体化する。</p> <p>◆2年目(事業目標年度) 計画の具体化のため、住民自らが本格的な行動を起こす。仮設住宅の2/3以上の用途が立つ。新しい事業が二つ以上発足する。ほとんどの農地で農業が再開する。ほとんどの漁船が復活する。</p>
その他	<p>グラウンドワーク寒河江は連携団体のリーダーとして、(財)日本グラウンドワーク協会と全国のグラウンドワーク活動団体には連携団体として、協調して津谷大沢区の復興に協力していただくことになっている。</p>

注1 「取組項目」の欄には1又は2の取組メニューから該当するメニューを選択して記載してください。(複数選択可)

注2 「事業の内容」の欄には、全体及び各年度の事業の内容がわかるように記載してください。また、目標の達成にどのように寄与するのかがわかるように記載してください。

注3 「目標」の欄には、現在、1年目及び2年目(事業目標年度)の目標を定量的数値で記載するとともに、目標の考え方を記載してください。

5. 年度別事業計画とその経費の内訳(※積算資料を添付して下さい。別途作成します)

1年目(平成23年度)の取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費	本補助金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
塩炊きの釜等の試作	300	300			イベントで使用
新しい集会所に植える種、苗	100	100			
復興取組過程等の記録	100	100			記録媒体など
まちづくり構想イメージ図	150	150			3案程度
使いやすい漁船の材料、運搬	350	350			工業高校を想定
養殖用筏の試作材料	500	500			試作は協働作業
直販所の検討(視察費等)	200	200			
植樹植林の苗代、雑費	100	100			
会議費、謝金、旅費、雑費	600	600			講師の招聘など
委託費	1,600	1,600			日本グラウンドワーク協会
合計	4,000	4,000			

2年目(平成24年度)以降の持続的取組について

- ◆「震災復興計画」の未達成項目について、引き続き検討し、実現に努力する。
- ◆「震災復興会議」が目的を達成して解散したら、有志が「新しい公共」を担うグラウンドワーク的な団体を組織し、新しい取り組みを進める。
- ◆新しい取り組みの中で、新しい養殖施設、直販所など、事業化できたものについて、収益性の向上を目指し、活財源に繋げる。

注1 取組内容は、「体制整備」、「集落調査・分析」、「実践活動」、「人材の育成・確保」、「普及活動」等のように適宜分類して記載してください。また、「4. 事業の内容」と整合を図ってください。

注2 「2年目(平成24年度)以降の持続的取組について」は、取組の体制、取組内容、事業財源の確保等について、具体的に記載してください。

震災復興テーマ

“海と大地・大沢の再生”

震災復興目標

「津波から命を守る」「地域ひろく」

仕事環境の早い回復と拡充、  
継続する地域ひろく

安全・安心な住環境と  
心休める地域ひろく

手をつなぎ、  
喜びあえる地域ひろく

震災復興計画の柱

《夢の膨らむ地域に》  
土地条件を生かした持続性のある基盤整備

《安全・安心な地域に》  
住民が納得する防災整備と防災力の向上

《活き活きする地域に》  
仕事環境の回復と新たな働く場の創出

《文化に触れいやすされる地域に》  
歴史・文化や自然環境の復元と活用

《やさしさと生きがいのある地域に》  
健康で充実した生活の確保

《こころ豊かな地域に》  
生活の中に学び育つ環境の整備

《ふれあい・支え合う地域に》  
津谷大沢区振興会の充実とコミュニティの醸成